

■港区自転車損害賠償保険加入促進事業 Q & A  
 (自転車用ヘルメット購入費助成)

No.	質問	回答
1	事業の対象となる人は。	申請日の時点で港区在住の区民が対象です。
2	子ども用ヘルメットの購入助成とは別の事業ですか。	同じ事業です。これまで13歳未満を対象に行っていた事業を、令和5年7月14日から全年齢対象に拡大しました。
3	この事業はいつまで実施しますか。	受付終了は令和6年3月31日です。また、予算の範囲内で実施するため、予算がなくなり次第、終了となる可能性がありますので、ご了承ください。
4	申請時に必要な書類は？	①港区自転車損害賠償保険加入促進事業申請書（第1号様式） ②自転車損害賠償保険等の加入が確認できる書類の写し ③自転車用ヘルメット購入時の領収書またはレシートの写し ④安全規格の認証を受けた自転車用ヘルメットであることがわかる資料の写し ※以下にそれぞれの詳しい説明を記載しています。
5	申請方法を教えてください。また、書類はどこへ提出したらよいですか。	<u>電子申請がご利用できます。印刷、記入、郵送または持参を要しないためぜひご利用ください。</u> または、紙による申請も可能です。必要書類上記①～④をご準備いただき、港区役所本庁舎5階・地域交通課へ、郵送または持参により提出してください。
6	土日祝日でも申請できますか？	電子申請の場合は、24時間ご利用可能です。ただし、送信内容の確認等は翌営業日以降となります。 また、紙の持参による申請の場合、窓口受付は、区役所の開庁日（土日祝日、年末年始を除く平日）の、8時30分から17時15分となります。
7	各地区総合支所でも申請できますか？	各地区総合支所協働推進課の窓口で申請書類をお預りすることができます。 ただし、窓口では必要書類の内容審査までは行えませんが、ご不明な点は地域交通課までお問い合わせください。
8	【必要書類①について】 申請書はどこでもらえますか。	<u>電子申請の場合は、申請書の紙での取得や印刷は不要です。</u> 郵送や持参の場合は、港区ホームページから印刷できます。もしくは、地域交通課窓口・各地区総合支所協働推進課窓口でも配布します。
9	【必要書類②について】 自転車損害賠償保険等とはどのようなものでしょうか。	自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険・共済です。 なお、火災保険、自動車保険あるいは傷害保険等に付帯されている場合がございますので、ご加入の保険等の補償内容をご確認ください。
10	【必要書類②について】 自転車損害賠償保険等は、家族全員が対象となっている保険でも、申請出来ますか。	対象となります。自転車損害賠償保険等の加入者証等で家族全員が保険の対象者であることがわかる項目の写しの添付をお願いします。

11	【必要書類③について】 自転車用ヘルメットはインターネットでの購入でも対象になりますか？	対象となります。※個人売買や中古品を除きます。
12	【必要書類③について】 自転車用ヘルメットはフリマサイトやオークション等で購入したものは対象ですか？	フリマサイトやオークション等で個人売買にて取引した場合は、未使用であっても対象外となります。 ただし、フリマサイト等を介したショップでの購入に関しては、購入元から領収書等の取得が可能な場合は、対象となるケースがございますので、別途ご相談ください。
13	【必要書類③について】 領収書がないと申請出来ないでしょうか。	領収書の他に、レシートまたはネット通販での購入履歴のページの写しなど購入がわかるものの添付があれば申請可能です。
14	【必要書類③について】 自転車用ヘルメットを購入した後、申請するまでの期限はありますか？	購入から申請するまでに期限はありませんが、受付終了の令和6年3月31日までに申請してください。
15	【必要書類③について】 対象となる自転車用ヘルメットの要件は？	令和5年1月1日以降に新品で購入した、安全規格の認証を受けたものが対象です。
16	【必要書類④について】 自転車用ヘルメットの安全規格の認証とは何でしょうか。	一般財団法人製品安全協会が認証するSGマーク又は同等の基準に該当する安全規格品が条件となります。
17	【必要書類④について】 安全規格にはどのような種類がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SGマーク（一般財団法人 製品安全協会）</li> <li>・JCFマーク（公益財団法人 日本自転車競技連盟）</li> <li>・CEマーク（欧州連合の欧州委員会）</li> <li>・GSマーク（ドイツ製品安全法）</li> <li>・CPSCマーク（アメリカ消費者製品安全委員会）</li> </ul> <p>以上の5種類を想定しています。この他の規格に該当する場合は、別途ご相談ください。</p>
18	【必要書類④について】 「安全性の認証を受けた自転車用ヘルメットであることがわかる資料の写し」とは具体的に何でしょうか。	ヘルメットの認証マークが貼ってある部分を撮影した写真、もしくは領収書・レシートに記載の製品名や製品番号と一致する商品パンフレットやネット通販の購入ページの写しを添付してください。
19	予算がなくなった場合、年度途中であっても商品券は受けられないのですか？	商品券は予算の範囲内での交付のため、予算が無くなり次第終了となる可能性があります。予算の終了時期は申請件数によるため、早めの申請をお願いします。
20	申請は1人につき1回限りですか？	原則、1人につき1回限り申請することができます。ただし、13歳未満の子どもについては、成長に合わせて再度購入することを踏まえ、年度ごとに1回申請することができます。
21	商品券を受け取った後、港区外へ転居することになってしまいましたが、商品券は返還となりますか？	商品券を返還する必要はありません。
22	申請書を提出してから、どれくらいの期間で商品券を受け取ることができますか？	申請書を受理してから1か月半から2か月ほどお時間をいただきます。特定記録郵便（郵便受けへの配達）にて郵送します。 ※期間は申請件数により前後することがあります。